

大野町空家等除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等の除却を促進し、町民の生命並びに財産の保護及び住環境の保全を図るため、空家等の除却を行うものに対し、その費用について補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大野町補助金交付規則（昭和50年大野町規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 空家特措法第2条第2項に規定する空家等をいう。
- (3) 自治会 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。
- (4) 町税等 大野町税条例（昭和36年大野町条例第14号）第3条第1項に掲げる町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに当該町税に係る督促手数料及び延滞金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空家等の所有者若しくは相続人又は当該空家等が存する土地の所有者若しくは相続人であって、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本人及び同一世帯に属する者（以下「本人等」という。）に町税等の滞納がないこと。
- (2) 本人等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象空家等)

第4条 補助金の交付対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、

本町に存する特定空家等又はそれに準ずるものとして地域の自治会から除却の要請がある空家等のうち、次の各号のいずれにも該当する空家等とする。

- (1) 個人が所有する空家等
- (2) 所有権以外の権利が設定されていない空家等又は空家等の除却について所有権その他権利を有するものの同意を得ている空家等
(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者が行う補助対象空家等の除却のうち次の各号のいずれにも該当しない除却であって、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。この場合において、他の公的な制度による補助金等の支給を受けている除却は、対象としない。

- (1) 空家等の一部を除却する事業
- (2) この補助金の交付決定の日の前に着工した事業
- (3) その他町長が不相当と認める事業

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、除却に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、300,000円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大野町空家等除却補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、除却の着工前に町長に提出しなければならない。

- (1) 除却する空家等の位置図
- (2) 除却に係る工事契約書及び見積書の写し
- (3) 除却する空家等の写真
- (4) 建物登記事項証明書（補助金申請日以前1ヶ月以内に発行されたもの。）
- (5) 空家等の相続人又は当該空家等が存する土地の相続人が申請する場合は、所有者と相続人の相関関係が確認できる戸籍謄本及び相関関係説明図
- (6) 所有権その他の権利が設定されている場合は、権利者の同意書
- (7) 誓約書（様式第2号）

(8) 第4条に規定する特定空家等に準ずるものとして地域の自治会から除却の要請がある空家等を除却する場合は、当該空家等の所在地の区長の要請書（様式第3号）

(9) 住民情報及び税情報の閲覧に対する同意書（様式第4号）

(10) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、大野町空家等除却補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金を交付しないと決定したときは、大野町空家等除却補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

2 町長は、前項の決定にあたり、条件を付することができる。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、大野町空家等除却補助金変更等承認申請書（様式第7号）に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、大野町空家等除却補助金変更等承認通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知する。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、除却が完了したときは、大野町空家等除却補助金実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 除却に要した費用の支払いを確認できる書類

(2) 除却後の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定及び請求）

第11条 町長は、前条の規定による報告を適当と認めたときは、大野町空家等除却補助金確定通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知する。

2 交付決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに大野町空家等除却補助金請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、交付決定者に対して速やかに補助金を交付する。

(補助金の取消し等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対して、期限を定め補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(調査等)

第13条 町長は、補助金の交付事務の適正な執行を図るため、必要な限度において、関係者に対して書類の提出若しくは報告を求め、又は調査をすることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。